

いじめ防止基本方針

郡山市立三和小学校

1 目的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) いじめ根絶チームを中心として、いじめの防止及び解消について組織的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、安心して学校生活を送ることができるようにする。

2 いじめの定義

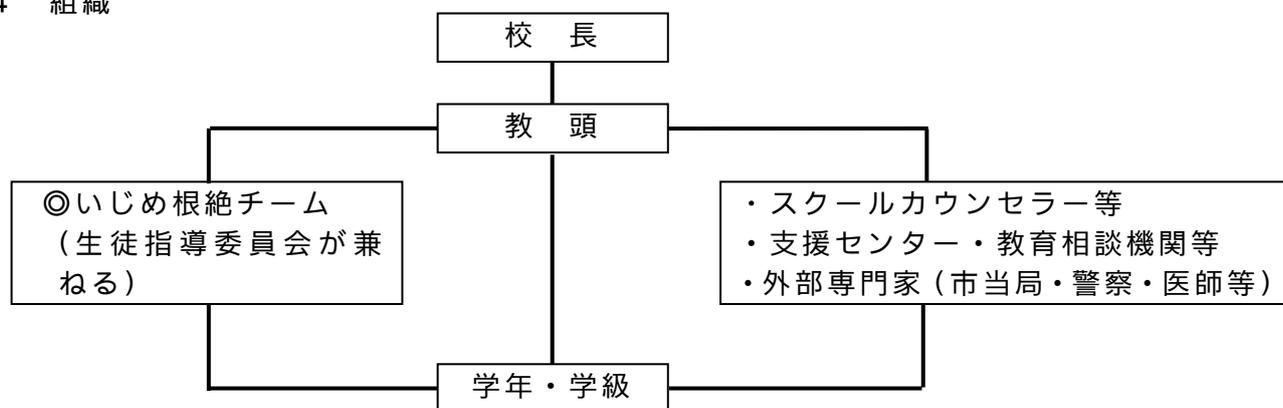
「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する基本的な考え方

子どもの生命を守り、いじめによる痛ましい事案が発生することのないよう、小・中学校はじめ関係者（関係機関が）一丸となって取り組む。

- いじめは決して許されないこと。
(いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も「いじめ」同様に許されない)
- いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであること。
- いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること。

4 組織



5 いじめ防止への取り組み

- ① 夢や希望、憧れ、目標を持って生活・学習できる環境づくりと学校経営の推進
- ② 一人一人の居場所のある温かな学級経営の推進
- ③ 子どもたちが「わかる」「できる」「楽しい」と感じられる授業の実践
- ④ 自他の生命や人権を尊重する心を育む道德教育の推進
- ⑤ 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の充実

※【別表1】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

※【別表2】いじめ対策年間指導計画